

**熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会公告第1号**

熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会の会議を次のとおり開催する。

平成15年7月25日

熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会

会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時  
平成15年8月4日（月） 午後2時から午後5時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階「審議会室」
- 3 議題  
産業廃棄物処理施設建設候補地の検討について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県産業廃棄物処理施設建設候補地検討会事務局  
(熊本県環境生活部廃棄物対策課公共関与推進室)  
(電話 096-383-1111 内線 7372)

**熊本県土砂災害防止法運用に関する検討委員会公告第2号**

平成15年7月23日熊本県土砂災害防止法運用に関する検討委員会公告第1号で公告した第1回熊本県土砂災害防止法運用に関する検討委員会の会議については、中止する。

平成15年7月25日

熊本県土砂災害防止法運用に関する検討委員会

**正 誤**

平成15年3月31日熊本県訓令第35号（熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
8	1 支出負担行為以外の共通専決事項の表の規定による。 課（総室・室）長専決とすることができる。	1 支出負担行為以外の共通専決事項の表の規定によ 課（総室・室）長専決とすることが
20	国保・老人医療課	国保 老人医療課

平成15年3月31日熊本県訓令第19号（熊本県病虫害防除所処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
2	2 所長は、知事の命を受け、所務を掌理する。	2 所長は、知事の命を受け、処務を掌理する。

平成15年3月31日熊本県訓令第29号（熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
8	第5条第1項工務第一課の項に	第5条第1項工務第1課の項に

平成15年3月31日熊本県訓令第30号（熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
10	報告及び立入検査に関すること」に改め、同項農林水産部水産課に属する事項の項	報告及び立入検査に関すること」に改め、同項農林部林務課に属する事項（球磨地域振興局に限る。）の項第1号中「同項農林水産部水産課に属する事項の項

同項同事項の項中第 16 号を第 18 号とし、第 15 号を第 17 号とし、 「第三係」を削る。	同項同事項の項中第 15 号を第 17 号とし、 「第 3 係」を削る。
---	---

平成 15 年 3 月 31 日熊本県訓令第 16 号（熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
5	第 22 項から第 52 項までを	第 22 項から第 51 項までを
8	6 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号）	1 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号）
13	第 7 号を第 9 号とし、第 5 号を削り、同項同欄第 6 号中	第 7 号を第 9 号とし、同項同欄第 6 号中
15	別表第 3 農政部農産課の項第 7 項課（総室・室）長専決事項の欄中	別表第 3 農政部農産課の項第 7 項部長専決事項の欄中
	2 飼料に関すること。	2 資料に関すること。
16	3 酪農振興に関すること。	3 酪農進行に関すること。
	2 牛乳の取引に関する指導監督並びにあつ旋	2 牛乳の取引に関する指導監督ならびにあつ旋

